

令和2年5月11日

名寄市、美深町、下川町、音威子府村にお住いの皆様へ

新型コロナウイルス緊急事態宣言の延長に伴う各施設のごみの持ち込み  
(自己搬入)の自粛期間延長に関するご協力のお願い。

令和2年5月4日、政府はすべての都道府県を対象に新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定したところであります。

この宣言延長を受けまして、4月25日付でお願いをしておりました炭化センター・名寄地区広域最終処分場への自己搬入の自粛期間につきましても下記のとおり延長させていただきます。

引き続き、利用者の皆様及び施設の従事者の感染拡大防止の観点から、場内の混雑緩和、接触対応を避けるため、処分を急がないごみ(家庭系ごみ)については、下記期間中の自己搬入を控えていただき、収集ごみとして出させていただきますようご協力をお願いいたします。

◎自粛をお願いする期間：令和2年5月31日(日)まで

※今後の動向、感染状況により期間を延長する場合があります。

**【やむを得ず自己搬入される方は以下の点にご留意ください。】**

- ・体調が悪い時は、来場を見合わせてください。
- ・必要最小限の人数でお越しくください。
- ・マスクの着用をお願いいたします。
- ・施設内では、係員の指示に従っていただきますようお願いいたします。
- ・係員と会話をする場合は、一定の距離を保ってください。

名寄地区衛生施設事務組合  
(構成市町村：名寄市、美深町、下川町、音威子府村)

今後の情報等は、随時ホームページに公開していきますので、右のQRコードでご確認ください。

